

地域連携診療計画書の取り扱いについて

地域の医療機関並びに介護支援事業所のご担当者向け

地域連携診療計画書（パスシート）には患者用と医療者用の2つがあります。

患者用は、今後の診療・リハビリ・介護の計画などを説明する際に用いて、患者さんに交付するものです。

医療者用は、連携医療機関（地域連携パスに参加している医療機関）の看護師・リハビリスタッフ等が情報共有するための申送り又は経過報告書（サマリー）として使用するものですが、連携医療機関以外の医療機関、介護事業所等へもサマリーとして活用することができます。連携医療機関以外へ活用する際は、当該計画書の説明をお願いいたします。

尚、これらの地域連携診療計画書は、診療記録（カルテ）の一部になりますので、取扱にあたっては以下の点にご留意ください。

「診療（介護）報酬の算定要件」

診療（介護）報酬の算定をする際は、各種要件を満たすことが必要になります。

診療点数早見表（介護報酬早見表）の該当項目をご確認ください。

「個人情報保護の厳守」

個人情報保護の観点から、患者様以外の第三者（家族も含む）への情報提供にあたっては、原則として患者様の同意を得る必要があります。

「地域連携診療計画書記載の原則」

地域連携診療計画書の記載にあたっては、各種専門職の倫理綱領や、所属する機関の診療記録記載マニュアル等に基づいた記載をお願いします。

「診療記録の開示請求の原則」

患者さんから、地域連携診療計画書（医療者用）の閲覧希望、又は写しの求め等があった場合には、「診療記録の開示請求」となりますので、所属する機関が定めた方法による手続きが必要となります。